

## 議案第44号

### 狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

狭山市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万1,767円」を「1万7,413円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万1,767円」を「1万7,413円」に、「3万3,375円」を「2万6,120円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度の各年度」を「令和2年度」に、「2万1,767円」を「1万7,413円」に、「4万2,082円」を「4万631円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第4条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和2年6月5日提出

狭山市長 小谷野 剛

#### 提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。